

新株予約権証券の上場制度の見直しに係る取引参加者規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
3. 取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則の一部改正新旧対照表	4
4. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	8
5. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	12

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場適格性調査体制等の整備) 第22条の4 (略) 2 <u>有価証券上場規程第304条第1項第2号a</u> <u>に規定する増資の合理性に係る審査を行う取引</u> <u>参加者は、当取引所が定めるところにより、当</u> <u>該増資の合理性に係る審査体制を整備しなけれ</u> <u>ばならない。</u>	(上場適格性調査体制の整備) 第22条の4 (略) (新設)
付 則 この改正規定は、平成26年10月31日から 施行する。	

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(新株予約権証券の上場) 第304条 第301条の規定により上場申請の あつた新株予約権証券が、上場株券等を目的と するものである場合には、 <u>次の各号に定める基 準に適合するときに上場を承認するものとす る。</u> <u>(1) 上場申請のあつた新株予約権証券が施 行規則で定める基準に適合するものであるこ と</u> <u>(2) 新株予約権証券の発行者である上場会 社において次のa又はbのいずれかの手続き が実施されていること（当該上場会社が当該 新株予約権証券に関して法第2条第6項第3 号に規定する契約を締結している場合（以下 「コミットメント型の場合」という。）を除 く。）。</u> <u>a 取引参加者による増資の合理性に係る審 査</u> <u>b 株主総会決議などによる株主の意思確認</u> <u>(3) 新株予約権証券の発行者である上場会 社の経営成績及び財政状態が、次のa及びb のいずれにも該当していないこと（コミット メント型の場合を除く。）。</u> <u>a 最近2年間（「最近」の計算は、上場申 請日の直前事業年度の末日を起算日として さかのぼる。）において利益の額が正であ る事業年度がないこと。この場合における 利益の額の取扱いは施行規則で定める。</u> <u>b 上場申請日の直前事業年度又は直前四半 期会計期間の末日において債務超過である こと。この場合における債務超過の取扱い</u>	(新株予約権証券の上場) 第304条 第301条の規定により上場申請の あつた新株予約権証券が、上場株券等を目的と するものである場合には、 <u>施行規則で定める基 準に適合するときに上場を承認するものとす る。</u> (新設) (新設) (新設) (新設)

は施行規則で定める。

- (4) 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないと。
- 2 (略)
- 3 第1項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。
- 4 その他新株予約権証券の上場に関して必要な事項は施行規則で定める。

(新設)

2 (略)

(新設)

(新設)

付 則

この改正規定は、平成26年10月31日から施行し、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用する。

取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則	取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則
<u>第1章 総則</u>	(新設)
(目的) 第1条 この規則は、取引参加者規程第22条の4の規定に基づき、取引参加者が整備する上場適格性調査体制等について、必要な事項を定める。	(目的) 第1条 この規則は、取引参加者規程第22条の4の規定に基づき、幹事取引参加者が整備する上場適格性調査体制について、必要な事項を定める。
2 前項の上場適格性調査体制等の整備は、幹事取引参加者等が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、当取引所の取引参加者として当取引所の市場への上場の適格性に関する調査及び増資の合理性に係る審査の水準を維持・向上し、もって当取引所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。	2 前項の上場適格性調査体制の整備は、幹事取引参加者が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、当取引所の取引参加者として当取引所の市場への上場の適格性に関する調査の水準を維持・向上し、もって当取引所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。
<u>第2章 上場適格性調査体制</u>	(新設)
(上場適格性調査の実施) 第3条 (略)	(上場適格性調査の実施) 第3条 (略)
<u>第3章 増資の合理性に係る審査体制</u>	(新設)
<u>(増資の合理性に係る審査の実施)</u> 第11条 有価証券上場規程第304条第1項第2号aに規定する増資の合理性に係る審査を行う取引参加者(以下「審査取引参加者」という。)は、新株予約権証券の上場申請を行おうとする	(新設)

又は行った者及びその企業グループについて、
上場会社が将来にわたって投資者の期待に応え
られるか否か、資本市場における資金調達とし
てふさわしいか否か及び上場会社の情報開示が
適切に行われているか否かの観点から、次の各
号に掲げる事項についての厳正な審査を行うも
のとする。

(1) 適格性

反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力
との関係の有無

(2) 財政状態及び経営成績

- a 財政状態の健全性及び資金繰り状況
- b 財政状態及び経営成績の変動理由分析
- c 公表された利益計画の達成状況

(3) 業績の見通し

- a 利益計画の策定根拠の妥当性
- b 利益計画の進捗状況
- c 剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に
関する考え方

(4) 調達する資金の使途

- a 調達する資金の使途の妥当性
- b 調達する資金の使途の適切な開示
- c 過去に調達した資金の充当状況

(5) 株価等の動向

- a 株価の推移
- b 売買高の推移
- c 株価等の流動性を踏まえた発行数量の妥
当性

(6) 企業内容等の適切な開示

- a 事業等のリスク等、企業情報等の開示内
容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表
現の妥当性
- b 直近事業年度末以降の状況の適切な開示

(7) その他審査取引参加者が必要と認める
事項

(社内記録の作成、保存)

第12条 審査取引参加者は、上場申請を行った

者に対する増資の合理性に係る審査について、
次の各号に掲げる社内記録を作成し、上場申請
日から5年間当該記録及び記録作成の基となる
資料及び情報を保存するものとする。

(1) 増資の合理性に係る審査において収集
した資料及び情報（増資の合理性に係る審査
の結果に影響を及ぼすと認められるものに限
る。）並びに当該資料及び情報に対する分析
及び評価の内容に係る記録

(2) 増資の合理性に係る審査の結果の形成
過程に係る記録

(新設)

(増資の合理性に係る審査の独立性の確保)

第13条 審査取引参加者は、次の各号に適合す

る組織体制を整備するものとする。ただし、審
査取引参加者が増資の合理性に係る審査におい
て独立した意見形成を行うことができる体制を
実質的に構築しているものと当取引所が認める
場合は、この限りでない。

(1) 増資の合理性に係る審査を行う部門（以
下「増資合理性審査部門」という。）を設置
すること。

(2) 増資合理性審査部門において増資の合
理性に係る審査を行う担当者は、上場案件等
を獲得するための営業推進業務及び上場を申
請する者に対する指導業務に携わらないこ
と。

(3) 増資合理性審査部門を担当する役員は、
上場営業推進を行う部門及び上場指導を行
う部門を担当しないこと。

(新設)

(社内規則等の制定)

第14条 審査取引参加者は、増資の合理性に係

る審査の実施及び増資合理性審査部門による独

(新設)

立した意見形成のために必要な事項を定めた社内規則等を整備するものとする。

(社内検査の実施)

第15条 審査取引参加者は、前条の社内規則等について、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとする。

(新設)

付 則

この改正規定は、平成26年10月31日から施行する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 (略) 2 (略) 3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) (略) (18)の2 比較情報 財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (平成19年内閣府令第63号) <u>(以下「四半期財務諸表等規則」という。)</u> 第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号) <u>(以下「四半期連結財務諸表規則」という。)</u> 第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号) 第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第4条の2に規定する比較情報をいう。 (19)～(28) (略)	(定義) 第2条 (略) 2 (略) 3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) (略) (18)の2 比較情報 財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号) 第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号) 第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号) 第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号) 第4条の2に規定する比較情報をいう。 (19)～(28) (略)
(新株予約権証券の上場基準等) 第306条 規程第304条第1項 <u>第1号</u> に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に定める基準(当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準)のいずれにも適合していることとする。	(新株予約権証券の上場基準) 第306条 規程第304条第1項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に定める基準(当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準)のいずれにも適合していることとし、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって、当取引所が定める日までとする。

(1) ~ (5) (略)

(削る)

2 上場会社は、規程第304条第1項第2号に規定する手続きが実施されている場合には、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める書面を提出するものとする。

(1) 規程第304条第1項第2号aに規定する手続きが実施されている場合

取引参加者が作成した当取引所所定の「増資の合理性に係る審査結果を記載した書面」

(2) 規程第304条第1項第2号bに規定する手続きが実施されている場合

当取引所所定の「株主の意思確認の結果について記載した書面」

3 第212条第6項第1号から第3号まで、第7号から第11号まで及び第13号から第16号までの規定は、規程第304条第1項第3号aに規定する利益の額について準用する。

4 規程第304条第1項第3号bに規定する債務超過の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第304条第1項第3号bに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が負である場合をいい、上場

(1) ~ (5) (略)

(6) 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

(新設)

(新設)

(新設)

会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表(比較情報を除く。以下この項において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は四半期財務諸表等規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(当取引所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいう。

(2) 規程第304条第1項第3号bにおいて、純資産が、公認会計士又は監査法人の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、当該監査意見に基づいて修正したのちの純資産を審査対象とする。

5 (略)

6 新株予約権証券の上場期間は、行使期間の初日以後の日であって当取引所が定める日から、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって当取引所が定める日までとする。

2 (略)

(新設)

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年10月31日から施行し、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第306条第6項の規定は、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行の日以後に上場申請を行う者から適用することとし、当該施行の日より前の日に上場申請を行う者についての新株予約権証券の上場期間の取扱いは、なお従前の例による。

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>IIIの5 上場会社が発行する新株予約権証券の上場審査</u></p> <p><u>(公益又は投資者保護の観点)</u></p> <p><u>規程第304条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</u></p> <p><u>(1) 次のaからeまでに該当しないこと</u> <u>(コミットメント型の場合を除く。)</u></p> <p><u>a 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券等が、規程第610条の規定により監理銘柄に指定されている場合又は規程第611条の規定により整理銘柄に指定されている場合</u></p> <p><u>b 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券等が、次の(a)から(r)までのいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>(a) 規程第601条第1項第1号に定める期間内にある場合(規程第602条第1項第1号、第604条の2第1項第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号の規定による場合を含む。)</u></p> <p><u>(b) 規程第601条第1項第2号aに定める期間内にある場合(規程第602条第1項第1号、第604条の2第1項第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号の規定による場合を含む。)</u></p> <p><u>(c) 規程第601条第1項第2号bに定</u></p>	(新設)

める期間内にある場合（規程第602条第1項第1号、第604条の2第1項第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号の規定による場合を含む。）

(d) 規程第601条第1項第2号cに定める期間内にある場合（規程第602条第1項第1号の規定による場合を含む。）

(e) 規程第601条第1項第3号に定める期間内にある場合（規程第602条第1項第1号、第603条第1項第6号又は第604条第1項第2号の規定による場合を含む。）

(f) 規程第601条第1項第4号a又はbに定める期間内にある場合（規程第602条第1項第1号の規定による場合を含む。）

(g) 規程第601条第1項第9号a又はbに定める期間内にある場合（規程第602条第1項第1号、第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、第604条の2第1項第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号の規定による場合を含む。）

(h) 規程第603条第1項第1号に定める期間内にある場合（規程第604条第1項第1号の規定による場合を含む。）

(i) 規程第603条第1項第2号aに定める期間内にある場合（規程第604条第1項第1号の規定による場合を含む。）

(j) 規程第603条第1項第2号bに定める期間内にある場合（規程第604条第1項第1号の規定による場合を含む。）

(k) 規程第603条第1項第2号cに定める期間内にある場合（規程第604条第

1項第1号の規定による場合を含む。)

(1) 規程第603条第1項第4号に定める期間内にある場合（規程第604条第1項第1号の規定による場合を含む。）

(m) 規程第603条第1項第5号a又はbに定める期間内にある場合（規程第604条第1項第1号の規定による場合を含む。）

(n) 規程第603条第1項第5号の2に定める期間内にある場合（規程第604条第1項第1号の規定による場合を含む。）

(o) 規程第604条の2第1項第1号に定める期間内にある場合（規程第604条の3第1項第1号、第604条の4第1項第1号又は第604条の5第1号の規定による場合を含む。）

(p) 規程第604条の2第1項第2号に定める期間内にある場合（規程第604条の3第1号、第604条の4第1項第1号又は第604条の5第1号の規定による場合を含む。）

(q) 規程第604条の4第1項第3号に定める期間内にある場合（規程第604条の5第1号の規定による場合を含む。）

(r) 規程第501条第1項の規定により特設注意市場銘柄に指定されている場合

c 新株予約権証券が、規程第304条第1項第2号bに規定する手続きを経て発行される場合において、次の（a）又は（b）に掲げる場合その他の新株予約権証券の発行者である上場会社の主要株主である取締役又は支配株主による濫用的な意思確認手続きが行われたと認められるとき。

(a) 新株予約権証券の権利行使に伴い上場会社が調達する資金の使途に関して、特別の利益を有していると認められる主要株

主である取締役又は支配株主を除く株主
(意思表示を行った者に限る。) の過半数
の同意を得られていないとき。

(b) 割当てを受ける新株予約権証券の権利行使を行うことで持株比率を維持する意向を示していない主要株主である取締役又は支配株主を除く株主 (意思表示を行った者に限る。) の過半数の同意を得られていないとき。

d 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、規程第304条第1項第3号a又はbのいずれかに該当した場合と実質的に同視できると認められる場合

e その他aから前dまでに規定するものに準ずる状態と認められる場合

(2) 新株予約権証券の権利行使の制限を行う場合においては、当該制限を行う必要性及び相当性が認められること。

(3) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

付 則

この改正規定は、平成26年10月31日から施行し、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用する。